

全乗連発第 134 号
平成23年11月9日

国土交通省 自動車局長
中 田 徹 様

社団法人 全国乗用自動車連合会
会 長 富 田 昌 孝
ケア輸送委員会
委 員 長 漢 二 美

ケア輸送におけるタクシー事業の適正化について（再要望）

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当業界に対して格別のご厚誼にあずかり、厚くお礼申し上げます。当連合会では、貴職にご出席賜りました事業者大会において、UDタクシーや福祉タクシーの導入促進とともに、「タクシー乗務員のバリアフリー研修」等の推進による運転者教育の充実を図るとした「ケア輸送の推進に関する決議」を行ったところであり、移動困難な利用者が安心してタクシーによる輸送サービスが受けられる環境づくりに取り組んでおります。

さて、標記につきましては、昨年4月14日付で傘下会員の意見を踏まえ、貴職に要望書を提出し、福祉輸送事業限定事業者の実態調査を行ない、同制度の検証と見直しをお願いしたところであります（別添参照）。

しかしながら、訪問介護事業所等の指定を受けた福祉限定事業者が不正請求により指定事業所を取消される事例や、福祉限定を解除して一般タクシー事業者として事業展開した事業者が度重なる法違反により事業許可の取消処分を受けた事例があるなど、引き続き憂慮すべき実態が見受けられます。

一方、最近では、運営協議会の場でNPO法人から道路運送法及び介護保険法に抵触する営業行為を行っている福祉限定事業者の存在を指摘され4条事業者として傘下会員が困惑する例も寄せられています。

つきましては、移動困難な利用者にとっても安心して旅客運送事業者による輸送サービスが受けられる環境が阻害されないよう、下記事項について再検討をいただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1 福祉輸送事業限定事業者の実態調査を実施されたい。

調査対象は全国とし、調査項目には介護保険等のサービス提供の有無や自家用自動車の有償運送（いわゆる「ぶら下がり」）の有無、運賃等経営の実態が分かるものとされたい。

2 福祉輸送限定事業の仕組みについて再検討されたい。

違法な輸送行為が誘発されやすい状況に鑑み、同制度の旅客の範囲を明確に限定し、且つ事業用自動車の種類を限定する等、一般タクシー事業との整合性を踏まえて検討されたい。